アイヌ共有財産裁判からの報告・レジュメ　　井上勝生　2016年8月20日

1）アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会「報告書」について

アイヌ民族近代史

③ 近代的土地所有制の導入とアイヌの人々

④ 伝統的生業（狩猟、漁業）の制限

⑦ 北海道旧土人保護法の施行

「売り払い」の記述（１２頁）

「近代的な意味での個人的な土地所有の観念がなかったため」（同）

「売り払うこととされた」（同）

無主の法理、「私的所有の欠如」　主権を認めない　十九世紀までの法理　この「無主の法理」を克服することで、先住民族問題が進展してきた。「報告書」は、逆行。

旧土人保護法の歴史的意味

帝国議会（初期議会）の議事

「一通りの対策を示したもの」（１５頁）

「１万５千坪を基準としたものであった」（同）

「農業指導はほとんど行われず」（同）

2）北海道ウタリ協会総会（当時）「アイヌ民族に関する法律（案）・前文」

アイヌ民族近代史の展開

近世「民族としての自主性を固持」　有識懇「報告書」と対照的

「土地も森も海もうばわれ」、「すさまじい乱開発」　有識懇「報告書」には欠ける

『新北海道史』のアイヌ民族共有財産、説明　　「アイヌの共同事業」

明治期アイヌ民族運動の掘り起こし　富田虎男 1990（アメリカ・先住民族史）「資料 2」

十勝アイヌ民族の全戸総会・民族運動（１８９２年）

日高アイヌ民族サンロテーの帝国議会請願（１８９５年）

アイヌ演説会　有珠アイヌ、パラピタ演説　札幌北水会館　来会者 400 名階段まで充満

○　アイヌ民族　集団的権利の運動　　（なぜ充満するほどになったか　重要）

3）北海道旧土人保護法の役割（「アイヌ民族全滅法」）

「１万５千坪以内を限り」（5町歩）「以内を限り」文言

免税・墾成猶予期間　３０年　「特別の保護民扱い」

譲渡権、質権、抵当権、永小作権なし。従来のアイヌ民族所有地も、制限

８条　アイヌ民族共有財産の「収益」で

４条「農具・種子」、５条「薬価」、６条「治療費、埋葬料」７条「授業料」

北海道庁長官とアイヌ民族共有財産　管理権　処分権　分割拒否権　指定権

対雁アイヌ民族組合長　上野正　北海道旧土人保護法案・痛烈批判

「（アイヌ民族）禁治産者と同様　意志の自由の束縛」

債権者は、殺到するだろう　アイヌ民族は「無資産者と」

「アイヌ民族全滅法たるの奇観を呈するに至るべし」

○土地の下附、集団的権利の解体　それへの抵抗運動

旧土人保護法土地下附の事例調査は、十勝全域についての詳細な成果がある。アイヌ民族は、国有未開地処分法による下附も法的には可能と法案説明されたが、実際は例外的な２例だけであった（当時の道庁調査）。「保護法」の存在を理由として、国有未開地処分

法からアイヌ民族排除がされたことも検証されている（山田伸一『近代北海道とアイヌ民族』238 頁など参照）。国有未開地処分法の土地下附面積１５０万坪のおよそ 100 分 1。

アイヌ民族は、「開拓」による土地獲得から排除された。

4）旧土人保護法前夜のアイヌ民族

１８９２年　十勝アイヌ民族の十勝川共有漁場自営・共有財産取り戻し運動

「われらアイヌは、相当の（アイヌ民族共有）財産があるのに、圧制され、自営活計の道をさまたげられ、（まるで）重罪人の治産を禁止されたもののようだ」

和人代理人への、アイヌ民族代表たち連名、委任状

○アイヌ民族　集団的権利の主張

5）中川アイヌ民族共有財産保管組合規約

「財産台帳は、何時にても閲覧することができる」、「収益、残る半額は、各戸に配布するべし」、「役員、（総代人、取締役、組頭、雇員）」、「役員は、無給料」、「雇員（和人）、一ヶ年１２０円以内」、「出張規程　１日規定費用、雇員は実費」、「組合支出（租税、地方税、村費、組合費用）」、組合協議会

・『北海道殖民状況報文　日高之国』

豊頃原野　アイヌ保護地　……目下一町歩ないし二町歩の墾成地あるもの数戸あり、「プラオ、ハロー」は大津村アイヌ「ソブトイ」より借り、輪煥使用せり。その作るところは、黒大豆を主とし、黍・稗・玉葱、蔬菜類、これに次ぐ、黒大豆は皆これを穀商に販売せり

蓋派原野　アイヌ保護地　……シクシアイヌ、イタウクアイヌ、メウエンカアイヌらは、各「プラオ」「ハロー」と馬とを有し、五町歩の既墾地を耕作し、明治三十年秋期には、各々大豆五十俵ないし七十俵を売却せりと言う、その他のアイヌも、一町五反ないし二町歩余の作付けをなし、開墾耕種に熱心なるは実に賞すべきなり、また七八頭ないし二十頭の土産馬を有する者、数名あり、日常使用するものは、舎飼し、その他は……

白人原野　アイヌ保護地　……白人・幕別両村のアイヌ、凡三十余戸、部落をなし、皆農業に従事シ、平均一戸一町歩余を開墾せり、就中アイヌ幸太郎、アマイタキの両人は「プラオ」「ハロー」を有しすでに五町歩内外の地を開墾し、その他二三町歩を墾するもの少なからず、

札幌製糖会社の株券事件　電報、

橋口文蔵履歴書、薩摩藩士、戊辰戦争、マサチューセッツ農学校留学、北海道庁理事官、札幌農学校校長、非職、台湾、総督府民政局殖産部長（樟脳専売など）、再度非職橋口校長の非職事件、「北海道大学大学史では、触れられてこなかった事件」

○旧土人保護法の役割　共有財産の管理権を取りあげた。出張費（活動費）など自由な運用を不可能にした。アイヌ民族の保護法前夜の活動、農業拡張などをできなくした。

アイヌ民族を「開拓」による土地獲得から排除した。

とくに、「保護民」扱い。民族の尊厳を踏みにじった。

○アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会「報告書」（先住民族の集団的権利を留保する立場。先住民族の権利獲得の歴史からはずれた異例な立場）「有識者」懇談会「報告書」は、 近年の研究をまったく学んでいない。民族自身の「集団的」運動などを取り入れないアイヌ近代史叙述。従前のものとくらべても、学問的に通用するものではない。後世に悪例として残るだろう。その社会的悪影響は、きわめて大きい。教科書、政策など。

（桑原真人・滝澤正等『アイヌ民族の歴史』山川出版社 2015 は、近年の成果を入れアイヌ近現代史叙述を大きく進歩させている。「有識者」懇「報告書」は、あまりに対照的）

アイヌ共有財産裁判からの報告・資料
井上勝生　2016年8月20日　　平成２１年７月

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会

報　告　書

③　近代的土地所有制度の導入とアイヌの人々

また、明治政府は、全国的に租税制度を確立するため、北海道においても近代的な土地所有制度を導入する。この中で従来アイヌの人々が狩猟、漁撈、採集を行っていた土地についても、持ち主を明らかにして売払いを進めようとした。当時、アイヌの人々で文字を理解する人はごく少数であり、イオルとして集団的な土地利用はあったものの近代的な意味での個人的な土地所有の観念がなかったため、アイヌの人々で所有権を取得した人はほとんどいなかった。やがて移住者である和人の増加に伴い、アイヌの人々は狩猟、漁撈、採集などの場を失っていく。中には、和人の移住に伴う区画割や市街地の形成の際などにアイヌの人々を移住させた例も見られる。

〈地所規則・北海道土地売貸規則〉

明治５（1872）年に制定された地所規則・北海道土地売貸規則では、北海道の土地は官用地並びに従前民間で拝借使用中の土地を除いてすべて官において民間の希望者に売り払うこととされた。

この規則の中で、「従来土人等（アイヌの人々）が狩猟、漁撈、伐木に使用してきた土地であっても、人跡の隔絶した土地を除きすべての土地の所有区分を明らかにする」旨規定され、アイヌの人々の使用していた土地についても新たに所有権を設定し、付与することとなった。

しかし、申請に必要なアイヌの人々の戸籍の完成が明治９（1876）年ころであったこと、上述のようにアイヌの人々には、近代的な意味での個人的な土地所有の観念がなかったこと、文字を理解する人はごく少数（注）であったことなどから、この規則により所有権を取得したアイヌの人はほとんどいなかった。

（注）大正５（1916）年の調査で見ても、日本語の文字を理解できるアイヌの人は、およそ 30%（40 歳以上に限れば３%）と

検証されるべき歴史的位置づけ
アイヌ・狩猟、漁猟、採集・土地「売り払いを進めようとした」
「近代的な意味での個人的な土地所有の観念がなかったため」
「官・民間の希望者に売り払うこととされた」。

・ウタリ協会のアイヌ新法原案、前文
先住民族と土地私有制の関連　無主の大地の法理　先占の法理
19世紀の植民地支配の法理

なっている。

〈北海道地券発行条例〉

明治 10（1877）年に制定された北海道地券発行条例では、アイヌの人々の居住地は官有地に編入して権利を保留し、地租を課さず、アイヌの人々と地域の状況に応じて所有権を与えることとされた。

このような条例が制定された理由は、当時のアイヌの人々に近代的な意味での土地所有の観念がなく、所有権を認めてもかえって詐欺などにより失う恐れがあったためといわれている。

〈北海道国有未開地処分法〉

先の地所規則では、将来の値上がりを見込んで払下げを受けた土地が多く開墾されずに放置され、また、一人当たりの処分面積が 10 万坪と制限されていたため、企業的開拓を試みる資本家を誘致する妨げになっていた。

このため、明治政府は、明治 19（1886）年に北海道土地払下規則を、さらに、明治 30（1897）年に北海道国有未開地処分法を制定し、処分面積の制限を一人当たり１５０万坪（開墾地の場合）とするなど、面積制限を緩和していった。

このように和人に対する土地処分が進められ開拓が進むことは、他方で、アイヌの人々が生活の糧を得る場を追われることにつながっていった。

④　伝統的生業（狩猟、漁撈）の制限

北海道の開拓が進むにつれ、乱獲による資源の枯渇などが見え始めたため、狩猟、漁撈が全道的に規制されることとなる。アイヌの人々の伝統的生業であった鹿猟についても、禁猟の解除、狩猟税の免除、猟銃の貸与などのアイヌの人々に対する優遇措置は取られたものの、規制の範囲などは徐々に拡大されていき、鮭の捕獲とともに明治後半までに北海道全域において禁止されることとなった。

旧土人保護法の歴史的意味
帝国議会（初期議会）の議事録、　旧土人保護法・「一通りの対策を示したもの」。
旧土人共有財産（開拓使がアイヌの人々のために行った官営漁業の収益金など・・・）
「1万5千坪を基準としたものであった」
「農業指導はほとんど行われず・・・」

ウタリ協会「前文」、「屈辱的なアイヌ民族差別法である旧土人保護法」

⑦　北海道旧土人保護法の施行

明治半ばになると、アイヌの人々の生活状況は、帝国議会において取り上げられるようになり、明治 32（1899）年、「北海道旧土人保護法」が施行される。

この法律は当時のアイヌの人々の生活状況等をめぐる諸問題について一通りの対策を示したものであり、その主な内容は、土地（農耕地）の無償下付（第１条）、農具及び種子の給付（第４条）、疾病者の治療又は薬代の給付（第５条）、生活扶助・埋葬料の給付（第６条）、授業料の給付（第７条）、小学校の設置（第９条）、共有財産の管理（第 10 条）であった。

このうち、第４条から第７条に要する費用は北海道旧土人共有財産（開拓使がアイヌの人々のために行った官営漁業の収益金など、官において管理していた財産）の収益を充て、不足するときは国費からこれを支出することとなっていた。

土地については、当時の農家１戸当たりの標準経営面積と考えられた１万５千坪を基準としたものであったが、既に和人に対する土地の払い下げが進んだ後であり、アイヌの人々に下付された土地には農地に適さないものも少なくなかった。また、農業指導はほとんど行われず、アイヌの人々の貧窮を十分改善するには至らなかった。

教育については、この法律により設置された小学校（「土人学校」などと呼ばれた）において、アイヌの子弟の日本語の習得を優先する教育が行われたが、理科や地理などは教えられず、就学年限を４年間（和人は６年間）とした時期もあるなど、和人の子

弟との間には格差が見られた（なお、現在のアイヌの高齢者の中には、当時の「土人学校」で自らの親や祖父母が受け継いできた言葉ではない日本語を学んだ人も少なくないと思われる）。その後、昭和 12（1937）年の法改正により、「土人学校」設置の規定（第９条）は削除され、「土人学校」は廃止された。

アイヌ協会の新法案・前文

民族としての自主性を固持
すさまじい乱開発　給与地にしばられ
近代成立　恥ずべき歴史的所産
屈辱的な民族差別法である旧土人保護法

アイヌ民族の新法原案

10　アイヌ民族に関する法律（案）

一九八四（昭和五九）年五月二七日
社団法人北海道ウタリ協会総会で可決

前文

この法律は、日本国に固有の文化を持ったアイヌ民族が存在することを認め、日本国憲法のもとに民族の誇りが尊重され、民族の権利が保障されることを目的とする。

北海道、樺太、千島列島をアイヌモシリ（アイヌの住む大地）として固有の言語と文化を持ち、共通の経済生活を営み、独自の歴史を築いた集団がアイヌ民族であり、徳川幕府や松前藩の非道な侵略や圧迫とたたかいながらも民族としての自主性を固持してきた。

明治維新によって、近代的統一国家への第一歩を踏み出した日本政府は、先住民であるアイヌとの間になんの交渉もなくアイヌモシリ全土を持主なき土地として一方的に領土に組みいれ、また帝政ロシアとの間に千島樺太交換条約を締結して樺太および北千島のアイヌの安住の地を強制的に棄てさせたのである。

土地も森も海もうばわれ、鹿をとれば密猟、鮭をとれば密漁、薪をとれば盗伐とされ、一方和人移民が洪水のように流れ込み、すさまじい乱開発が始まり、アイヌ民族はまさに生存そのものを脅かされるにいたった。

アイヌ民族は給与地にしばられて居住の自由、農業以外の職業を選択する自由をせばめられ、教育においては民族固有の言語もうばわれ、差別と偏見を基調とした「同化」政策によって民族の尊厳はふみにじられた。

戦後の農地改革はいわゆる旧土人給与地にもおよび、さらに農業近代化政策の波は零細貧農のアイヌを四散させ、コタンはつぎつぎと崩壊していった。

いま道内に住むアイヌは数万人、道外では数千人といわれる。その多くは、不当な人種的偏見と差別によって就職の機会均等が保障されず、近代的企業からは閉め出されて、潜在失業者群を形成しており、生活は常に不安定である。差別は貧困を拡大し、貧困はさらに一層の差別を生み、生活環境、子弟の進学状況などでも格差をひろげているのが現状である。

現在行われているいわゆる北海道ウタリ福祉対策の実態は現行諸法諸制度の寄せ集めにすぎず、整合性を欠くばかりでなく、何よりもアイヌ民族にたいする国としての責任があいまいにされている。

いま求められているのは、アイヌの民族的権利の回復を前提にした人種的差別の一掃、民族教育と文化の振興、経済自立対策など、抜本的かつ総合的な制度を確立することである。

アイヌ民族問題は、日本の近代国家への成立過程においてひきおこされた恥ずべき歴史的所産であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な課題をはらんでいる。このような事態を解決することは政府の責任であり、全国民的な課題であるとの認識から、ここに屈辱的なアイヌ民族差別法である北海道旧土人保護法を廃止し、新たにアイヌ民族に関する法律を制定するものである。

この法律は、国内に在住するすべてのアイヌ民族を対象とする。

アイヌ民族運動の発見　富田虎男（米・先住民族史）
十勝アイヌ民族総会　アイヌ演説会　沙流アイヌの帝国議会陳情

一八九二年一月一八日　アイヌ民族総会　十勝各村三一〇戸　二二日　請願書を郡長へ
アイヌ演説会　二月四日　北水協会　伊藤一隆会頭　有珠アイヌ　バロピタ　来会者四〇〇名
一八九五年一月一四日　沙流アイヌ　サンロッテー　帝国議会へ全道アイヌ政策の不当を陳情

『新北海道史』の共有財産の管理・叙述

共有財産の管理　土地問題とともに、道庁のアイヌ政策に疑惑をいだかせたのは、アイヌ共有財産の管理の仕方であった。のちの「北海道旧土人保護法」制定をめぐる議会の質疑のなかで、政府委員は共同財産を三つの種類にわけて説明している。第一は三県時代に宮内省および文部省から下付された教育基金であり、約三〇〇〇円を有したが、三県のあいだで使用方法について意見が一致せず、そのまま預金されて明治三一年当時六〇〇〇円ほどになっていた。これに類するものとして明治一四年の御巡幸にあたって下賜された九二五円余の金があり、白老・勇払・沙流諸郡のアイヌに分配されたが、これらもむなしく保管され、一部は学校・病院の建築費などに寄付されてしまった。第二はアイヌの共同事業から生み出された共有財産で、当時問題となったのは十勝アイヌの共有財産であった。開拓使は、漁場持廃止以後の数年間アイヌの共同事業として官の保護のもとに漁場を経営させたが、その事業の利益や漁場を貸与した収入が蓄積して三万余円となり、三県から道庁へ、さらに嘱託された保護管理者によって管理されていた。嘱託管理者による取扱いには多くの弊害があり共有財産は分割されやがてアイヌの手からしだいに失われていったが、当時もっとも問題となったのは三県から道庁にかけて官庁がこれを保管した時期についてであった。とくに、共有財産をもって共同運輸会社（のち日本郵船会社）の株を買い、道庁時代にはいるとそれを札幌製糖・北海道製麻の二会社の株に替えたため、両社の破綻によって共有財産をいちじるしく減殺したという事実は、世の指弾をあびたのである。これに類する共同事業による財産は、対雁アイヌ、色丹アイヌのものなどがあり、保護会社株券への変換によって損失をうけた他の例には浦河・様似両郡アイヌの共有財産がある。第三にあげられたものは、少額ではあるが沙流郡のアイヌが共同貯蓄した三〇〇円余の金である。のちにのべるように、議会の質問書では原因不明のまま寄託した共有金が減少し、残金も恣意的に費消されたとしているが、これに関しては当局の弁明もあって、必ずしも他への恣意的な流用と言いきることはできない。

これらの三件はいずれも帝国議会で指摘され攻撃された事実であるが、要するにアイヌ共有財産は、官庁や官吏個人が寄託された場合にはその管理が適正を欠き、または全く活用されないまま死蔵され、これを民間有力者の管理にゆだねた場合には種々の不正や弊害を生じたのであって、共有財産を確実に保全しアイヌの福祉に活用するための制度と誠意を欠いていたことは、否定できない事実であった。

十勝アイヌ民族の全戸総会と請願運動

北海道毎日新聞

富田虎男「北海道旧土人保護法とドーズ法」『札幌学院大学人文学会紀要』第四八号、一九九〇年

○舊土人總會　十勝外四郡各村三百十戸の舊土人は去月十八日總會を開き舊來土人取締上の惡弊を一洗し今後の取扱方及び施政の改良法に就て請願書を其筋に差出さんため大津藏之助氏を代人に撰擧せしに仝氏も心能く承諾し推原郡長へ願意を述べ廿三日一篇の願書を差出せり

日高アイヌ民族の帝国議会請願

北海道毎日新聞

○アイヌ人の來醫院所　北海道アイヌ人は數代を經て漸く土人保護法案の賜物にて正家を建てしかり即ち其數代土人は醫師來醫院に出頭したり其風俗はアイヌ人の如き風俗を著し其狀況は古昔武士の者せし樣の髮を結ぶ

となく背部には金色にて紋カタバミの大なる紋を付け帽をも戴き居れりと

○アイヌ演說　傍聽

辨士　アイヌの風俗　神保小虎　アイヌ人の利益法　アイヌ人の現狀

本日　北水協會樓上　北海道毎日新聞

○アイヌ演說　北海禁酒會アイヌ編風部の第一回演說會は一昨四日午後六時北水協會樓上に開かれたり本日は寒氣劇甚なりしも天氣朗晴なりし上アイヌ人、英人及び日本理學士の演說あるをもて聽衆は五時頃より押掛け五時半頃には早や樓上一杯になり開會のときには階段の上にまで聽衆充滿し四分の一はその人は立ちたるまゝ身動きも出來ざる程に見受けたり會頭伊藤氏は開會の趣意を例の雄辯にて述べアイヌ種族に對して深き同情の感を起さしめたり次で演壇に現はれしはバロピタと云へる有珠のアイヌ人にしてバチェラー氏通譯の爲め共に壇に上りしがアイヌ種族に關するアイヌ人の思想なれば珍らしく感せられたり神保理學士のアイヌを內外兩面より觀察したる談は試例適確にして中々面白く本題なる天塩アイヌの情態は日本にも斯の如き憐れなる種族の人あるかと坐ろに惻隱の念を發せしめたりバチェラー氏はアイヌの歷史に就て面白をかしく演べられし故笑ひどよめく事屢々なりし尙は同部にては今後益々盛んに同樣の會を開きて運動する由にてアイヌ救濟の方法の第一着手として先づ彼等に禁酒を勸め加減乘除位の算數と數字いろはの容易なる文字を授け自墮落し又狡猾なる商人抔に欺かれざる樣務むるなりと夕同夜の來會者は充分四百名はありたり

有珠アイヌ民族、バラピタの演說

「北海道毎日新聞」1892（明治25）2月6日付

新北海道史　第四巻　通説三
昭和四八年八月一日　印刷
昭和四八年八月二〇日　発行　非売品
編集発行　北海道

北海道旧土人保護法の役割（アイヌ民族全滅法）

一万五千坪以内（五町）免税・墾成猶予期間「特別の保護民」　抵当権なし
共有財産使用目的の限定（種子・薬価、生活救助費）北海道庁長官の管理専権
樺太アイヌ取締人・上野正の保護法批判　金融（農業・漁業仕込み）廃滅　アイヌ民族全滅法　北海道庁『旧土人に関する調査』抵当権の弱さ　惨たる結末

（カタカナをひらがなに直した）

北海道旧土人保護法（公布　明治三十二年三月二日　法律第二十七号）
朕帝国議会の協賛を経たる北海道旧土人保護法を裁可し、ここにこれを公布せしむ（総理・内務大臣副書）

第一条　北海道旧土人にして農業に従事する者、または従事せむと欲する者には、一戸に付き、一万五千坪以内を限り無償下付することを得

第二条　前条により下付したる土地の所有権は、左の制限に従ふものとす

一、相続によるの外、譲渡することを得ず

二、質権・抵当権・地上権、または永小作権を設定することを得ず

三、北海道庁長官の許可を得るにあらざれば、地役権を設定することを得ず

四、留置権・先取特権の目的となることなし

アイヌの土地すべて譲渡、物権の設定の禁止ー

前条により下付したる土地は、下付の年より起算して、三十個年の後にあらざれば、地租および地方税を課せず、また登録税を徴収せず、旧土人に於て従前より所有したる土地は、北海道庁長官の許可を得るにあらざれば、相続によるの外、これを譲渡し、または第一項第二および第三に掲げたる物権を設定することを得ず

第三条　第一条により下付したる土地にして、その下付の年より起算し、十五個年を経るも尚開墾せざる部分は、これを没収す

第四条　北海道旧土人にして貧困なる者には、農具および種子を給することを得

第五条　北海道旧土人にして疾病に罹り、自費治療すること能わざる者には、薬価を給することを得

第六条　北海道旧土人にして疾病、不具、老衰または幼少の為め、自活すること能わざる者は、従来の成規により救助するの外、これを救助し、救助中死亡したるときは、埋葬料を給することを得

第七条　北海道旧土人の貧困なる者の子弟にして就学する者には、授業料を給することを得

第八条　第四条ないし第七条に要する費用は、北海道旧土人共有財産の収益をもってこれに充つ、もし不足あるときは、国庫よりこれを支出す

第九条　北海道旧土人の部落をなしたる場所には、国庫の費用をもって小学校を設くることを得

第十条　北海道庁長官は、北海道旧土人共有財産を管理することを得

北海道庁長官は、内務大臣の許可を経て、共有者の利益のために、共有財産の処分を為し、また必要と認むるときは、その分割を拒むことを得

北海道庁長官の管理する共有財産は、北海道庁長官これを指定す

第十一条　北海道庁長官は、北海道旧土人保護に関して、警察令を発し、これに二円以上、二十五円以下の罰金、もしくは十一日以上、二十五日以下の禁固を付することを得

付則

第十二条　この法律は明治三十二年四月一日より施行す

第十三条　この法律の施行に関する細則は内務大臣これを定む

アイヌ共有財産は、長官だけが管理の専権をもつー

舊土人に關する調査

第七項　金融の情況

北海道廳

大正十一年十一月十五日印刷
大正十一年十一月十八日發行

負債を有するものは千九百五十戸にして総戸數の約二分の一に當り其の負債額は十一萬六千三百七十九圓にして主業に依る收入の約三分の一に相當す。而して債務の種類は不動産信用六萬四千百二十二圓動産信用七千四百七圓對人信用四萬四千八百五十圓なり。

不動産中所有地に對しては和人と更に遜色なきが如しと雖、土人所有地は無肥料耕作を繼續し且管理十分ならざる爲、和人所有地に比し稍々信用薄きものゝ如し。給與地は所有權を移轉すること能はざるは勿論、其の他の物權をも設定すること能はざるに依り、僅に五箇年乃至二十箇年の賃借權を設定せるに過ぎず。隨て他の所有地の如く、信用厚からざるは已むを得ざる所なり。然れども給與地の多くは、海岸に位し地味概して肥沃なるを以て、貸貸料は一般に比し高きが如し。家屋は何れも粗造にして、抵當物件として金融の目的物たることを得るもの甚だ尠し。動産信用は擔保品を所持せざるを以て廣く行はれざるものゝ如く、僅に馬衣類、寶物、農具等を以て融通するものあるに過ぎず。對人信用は多く其の生産物及漁獲物等を引當として仕込を受けたるものにして、純然たる對人信用に至りては殆ど無しといふも不可なきの情況に在り。負債戸數、負債額利率、抵當物件を支廳別に示せば左の如し。

一五三

アイヌ全滅法

雑報

○土人保護法案に就いて（上野正氏談）

余は来道後、二十五六年の星霜を経過し、その間の多くは、旧土人に就いて働きつゝあるものにて、土人を保護することは、至極賛成の主旨なれども、今回政府が提出したる保護法案に就いては、未だ全然同意を表すること能はず、

今回の政府提出案は旧土人に対して一万五千坪の地積を無償付与し、これと同時に旧土人の財産全部を全く本道長官の管理の下に置かんと欲する者のごとし、すなわち政府は旧土人をもって治産の能力を有せざる者となし、すべてこれを和人の監督のもとに生活せしめんとするがごとし、なるほど旧土人の能力は、和人の脳力に劣る事、幾層なるや明らかなれども、彼らとても、まったく治産の方法を知らざるにあらず、金融の必要を知らざるにあらず、

すなわち、或る海産乾場を有するものは、それによりて和人より金員を借り入れ、仕込みをなし、もってその年の漁業に従事し、或いは、農業にても或る地所を抵当として金融を為し、その資本をもって他の開墾その他の事業に従事する等の事は、彼らの常態にして、彼ら中これらの負債なきものは、ほとんど皆無といって可なり、すなわち幼稚なる金融を解釈するの能力を有するや明らかなり、

然るに、今回の法案によって、すべての財産に関する件は、まったく長官の認可を得ざれば、如何とも為す能わずとせば、今日まで種々の方法によりて行いつゝありし金融は、まったく廃滅に帰せざるべからず、主は、かならず或る財産の真価以上に貸し出しを為さず、長官もまたこれをゆるさゝる事となれば、自然、今日までの金融の上に大なる影響を及ぼさざるべからず、

和人に於ても、一朝、自己の資産を抵当となす場合には、かならず官庁の認可を受くべしとの制限をけせられなば、如何なる不便を各自の事業の上に及ぼすや、恐らくすべての事業は、その煩雑に堪えず、金融はついに閉塞して、今日のごとき事業界の現象は到底見る能わざるのみならず、これを急施せば、多數の都府はかならず倒産者、軒を遮ぬるに至るべし、

現に余の支配下の土人のごときも、今日直ちに該法案を実施せらるれば、非常なる困難を来すこと明らかなり、他の土人もかならずやその情況を異にせざるべし、しかのみならず、保護なるものには、かならず幾分の進歩を図るの意味を含有せざるべからず、然るに、該法案によれば、すべて禁治産者と同様にして、自己の意志の自由を束縛せられ居るものなれば、決して発達を図ること能わず、否、発達を防止するものなれば、決して保護の完全なる途に適えりと云ふべからず、これ余が全然、賛成を表する能わずと云ふ所以なり、

……

今日直ちに実施せらるゝに於ては、前述の理由をもって、債権者は、かならず後来の危険を恐れて、捲土の勢ひをもって来るべし、現に函館地方その他の債権者は、該法案を見るや直ちにその準備をなし、今や譏会の成り行きを傍観しつゝあるものなれば、一度実施期の来るあれば、直ちに襲来すること明らかなればなり、しかしてその襲来に向かって差し、又えなきの土人は皆無と云ふも過言にあらず、彼らはまったく無資産となって、今日までの事業を継続する能わず、皆新たに付与せられたる土地に逃げ込むより外なく、その土地へ来たりたりとて、直ちに食物を得らるゝにあらず、かならず幾年かの歳月をもって開墾をなさゝるべからず、その開墾の時間は、彼ら何によって糊口を為すべきや、実に云うべからざるの惨状を呈するに至るべし、故に、該法案をそのまま直ちに実施せば、旧土人保護法は、変じて旧土人全滅法たるの奇観を呈するに至るべし、これ余が少なくとも該法案の通過の暁には実施期に両三年の時間を与え、もって今日までの整理を為さしめざるべからずと云う所以なり、

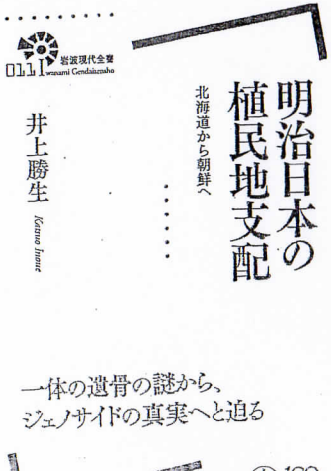

北海道大学大学文書館年報　第11号
2016年3月

〔紹介〕十勝アイヌ民族の十勝川共有漁場自営・共有財産取り戻し運動史料
―「十勝外四郡土人関係書類」（北海道大学附属図書館北方資料室所蔵）から―

井上　勝生

十勝アイヌ民族緊急請願　道庁内務部宛　七ヶ条

アイヌ民族、自営を束縛され困難　共有金使用を請願、何らの沙汰なし
本年冬期は飢餓に迫る　鮭漁業の自営、雪中の食料に　漁場自営願い
郡長はただ一条の応じない　われらアイヌは相当の財産があるのに、束縛に苦しみ、自営活計を妨げられ、重罪人の治産を禁じられたもののようだ

「出願、数十件の内、至急を要するもの左のごとし」

（第二項目）
一、旧土人御保護の義、釧路御役所へお任せ以来、自営を束縛せられ、困難つかまつりそうろう。現に本年は、三百十二戸、農具、種物これなきにつき、共有金の利子か、または現金にて、種物そのほか、購求の義、三月中、出願そうらえども、いまだ何らの沙汰もこれなく、ついに播種の季を失い、各村は休業つかまつりそうろうあいだ、本年の冬季は、飢餓に迫る疑いなし、よって旧土人は共同漁業を自営いたし、（自営の方法書は、郡長に差しだし置きそうろう）、雪中の食にあてる貯魚、畜米いたしたくそうろうにつき、漁場取り戻しの件。

（第二項目の現代語訳）
一、アイヌ民族を保護することは、釧路郡役所に委任され、（アイヌ共有財産の管理を郡役所に任され）てからは、（われわれ十勝アイヌ民族は）、自営を束縛されて、困難している。現に、今年は、（十勝アイヌ）三一二戸が、農具や種子がないために、（十勝アイヌの）共有財産の利子か、または、その現金で種子その他を買い求めて（十勝アイヌを）助けるように、（釧路郡役所に）三月中に出願したのだが、（郡役所から）いまだに何らの指示もない。ついには、（十勝アイヌは）種子を播く時期を失い、村々は休業したので、本年の冬季は、飢餓がせまることは疑いない。よって、アイヌは、共同漁業を自営して（自営の方法書を郡長に差しだしている）、雪中の食料にあてる魚の貯え、米の蓄えをしたいので、（釧路郡役所と道庁内務部に、アイヌ共有財産の）漁場を取り戻しの件を（申し出た）。

（第六項目）
一、右、詳細の方法書をもって請求の条を区分いたし、一同より出願そうらえども、ただ一ヶ条も、分明ならず、椎原郡長は、事を左右に託す、よろしく延引して、すこしも顧みざるにつき、ほとんど困難つかまつりそうろう。われら旧土人は、相当の財産あるも、圧制せられ、束縛のもとに苦しみ、自営活計をさまたげられ、重罪人の治産を禁ぜられたるもののごとく、情実の明細は郡長へ差し出し置きそうろうあいだ、お賢察のうえ、至急、郡長に処分いたさせそうろうよう、なしくだされたく、もし本年、鮭漁業の期を失する時は、三百十二戸、無業に苦しみ、雪中の餓死を免れざるにつき、電報をもってお救護を達せられたく、謹んで願いあげたてまつりそうろう也。

（第六項目の現代語訳）
一、右の（アイヌ共有財産の共同漁場自営の）詳細な方法書をもって、請求を箇条書きにして、（郡役所へ）出願したのだが、ただの一箇条も明らかにしてもらえない。椎原（釧路）郡長は、言を左右にして、ただ引きのばして、すこしも（十勝アイヌを）かえりみないので、まったく困難におちいっている。われらアイヌは、相当の財産（アイヌ共有財産）があるのに、圧制され、（共有財産の管理の権を失い）、（役所の）束縛のもとに苦しみ、自営活計の道をさまたげられ、（まるで）重罪人の治産を禁止されたものみたいだ。状況をくわしく郡長へ差しだしておいたので、事情を賢察され、至急に郡長へ（共有財産の送金）処理をさせるように（道庁内務部から）命令をしてください。もし（アイヌ共有財産の漁場を取り戻せず）今年の鮭漁の時期をのがした時は、（十勝アイヌ）三一二戸は、失業に苦しんで、雪中に餓死をまぬがれないので、（道庁内務部長に）電報を打って、御救護をしてくださるように謹んで願いあげます。

十勝外四郡各村旧土人
惣代　大津蔵之助（印）

明治二十五年六月二十二日

内務部長遠藤達殿

北海道大学付属図書館
北方資料室所蔵

十勝アイヌ民族代表たち、訴願運動・和人代理人への委任状

(28)　7月9日
委任状〔写〕
拙者共、旧土人ニシテ、無学ナルヲ以テ、公私ノ諸用ニ差支ノ義有之、且ツ農業・漁業ノタメ各自散稼致居候ニ付、其都度公私諸用処弁スルノ間暇無之候ニ付、拙者共一同協議之上、十勝国同郡大津村番外地住、大津蔵之助ヲ以テ代理人ト定メ、左ノ訴代理為致度候事
一旧土人一同ニ関スル公私一般ノ用事、処弁スルノ件、諸税上納手続キ一切ノ事
一拙者共一同ニ関スル諸願伺届並ニ共有金請求、共同漁場取戻シ、本年ヨリ共同漁業着手スル件
一拙者共、是迄官庁ニテ保護ノ名義ヲ以テ取扱中ノ共有金、其利子漁場賃等、収支清算残金ノ請求ノ件
右代理委任状、依テ如件

十勝国十勝郡剛生村旧土人
ハツロウ　○
エハセアイノ　○
同中川止若村
エタクベトン　○
同　同猿別村
サエコトク　○
同　蝶多村
エカソツクル　○
同　マカンヘツ村白人村
アリタク　○
同川東郡ケナシバ村
クエラカアイノ○
同川西郡伏古別村
トレツ　○
同乙更村
トミシル　○
イサカンレ　○
同中川郡旅来村
チヤウトル　○
リクンテキ　○
シヨプトイ　○
レキサニ　○
ホンヘツ村
コロウエニタツク○
ホン札内村
キラコタアイノ○
メムロブト村
チヤロマ　○

右写之通り相違無之候也

十勝郡大津村
明治廿五年七月九日　大津蔵之助

十勝アイヌ民族全戸の請願書

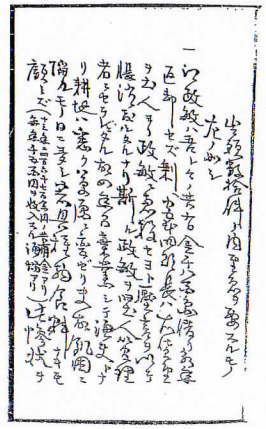

第二項目→

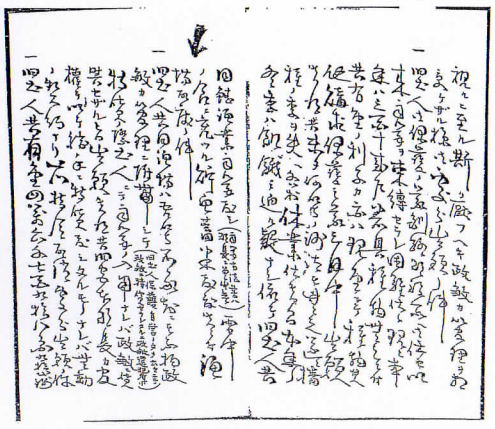

第六項目→

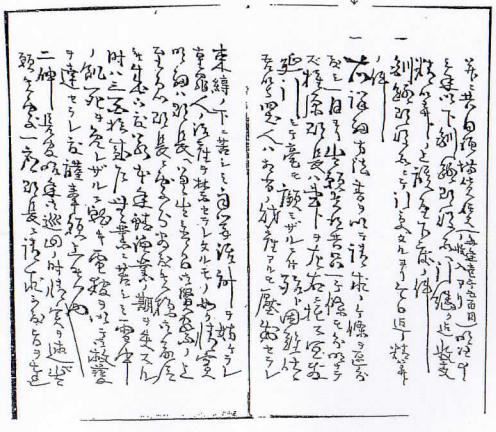

中川（郡）アイヌ民族財産保管組合規約　アイヌの自治運動

財産台帳は何時でも閲覧できる　官庁に委任できない時は　残る半額は各戸に配布
役員（総代人　取締役　組頭　雇員）役員は無給料　雇員　一ヶ年一二〇円以内
出張費規程　組合支出（租税　地方税　村費　組合費用）　組合協議会

橋口文蔵　薩摩藩士　戊辰戦争　アメリカ留学　マサチューセッツ農学校
北海道庁理事官・札幌農学校長　日清戦争　台湾総督府民政局殖産部長
札幌製糖会社からの電報　北海道アイヌ文化保存協会と吉田（菊太郎）の印

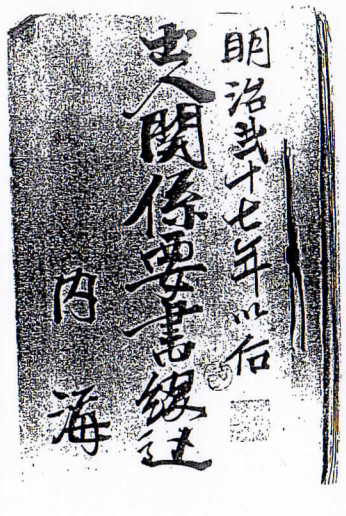

中川郡旧土人財産保管組合規約

第一条　十勝国中川郡十弗村外九ヶ村旧土人百三十五戸は、その共有の財産、収益金を保管せんがために、組合を設け、中川旧土人財産保管組合と称す

第二条　組合期間は、明治二十七年より同三十一年迄、五ヶ年とす

第三条　組合保管の財産ならびにその所有者人名は、詳細に財産台帳に登録す
財産台帳は組合員において、何時にても閲覧することを得る

第四条　財産保管の方法、左の如し
一　現金は、銀行に預金となし、漁場、地所、建物は、相当の方法を以て賃貸するものとす
二　馬匹は、相当の方法を設け、蕃殖を図るべし
三　現金出納は、従来の如く、所轄郡長、又は戸長に出願の上委任し、組合の保護監督を受くるものとす
四　前項、官衙に委任し能はさる時は、適当の方法を設け、十勝郡大津村に於て相当資産を有し、信用ある者二名に委托し、且つ郡長、又は戸長に出願の上、その監督を受くるものとす
五　前二項により委任すべき条項、左の如し
一　現金出納に関する事
一　漁場、地所、建物の貸付料、及び貸金、預け金取立の事
一　現金を銀行に預くる事
一　株券その他の証書類を保管し、株金、預け金、貸金等の利子ヲ取立ツル事
六　前項取扱に係る諸費の支出其他、現金の出納に関する件は、毎年数回、出納被任者より報告を受く
七　第一項の手続を為したるときは、直ちに出納被任者に報知し、且つ証書類あるものは之れを回致す

第五条　組合財産の収益金は、第十二条の諸費を支払ひ、残余の半額は、元金に組入れ、残半額は、その共有者、各戸に配当すべし

第六条　組合に左の役員を置く
一　組合総代人　一　名
組合員一同の互選に成り、組合一切の事務を処理す、その任期を弐年とす
一　取締役　二　名
組合協議会において選定す、組合の取締をなし、惣代人事故あるときは、その代理をなす、任期は、前に同じ
一　組頭　一〇　名
従来の乙名（ヲテナ）を以て、是れに充つ、左の各所に各一名を置き、常に此規約内におけるその組合の諸事を扱はしむ
十弗村、信取村、蓋派村・幌蓋村両村、本別村、蝶多村、止若村、咾別村、白人村、幕別村、宇ポンサッナイ、
一　雇員　壱　名
組合協議会に於て和人を選定し、組合惣代人は、期限を定め、第七条範囲内の給料を以て雇入るへし、雇員は、組合の事務を取扱ひ、また惣代人の依頼に依り、権限を定め、組合惣代人の代理人となることあるべし、雇員は右事務を扱ふの外、此組合に加入せる旧土人に係る公用を弁理するの義務あり

第七条　役員は、雇員を除くの外、すべて無給料とす
雇員には、壱ケ年、給料金百弐拾円以内を支給す

第八条　此規約に規定せるもの及び左に掲くる費用を除くの外、組合事務に関する費用は一切支弁せす
一　電信料、郵便税、一時多数を要する用紙類代、組合必要の印判ならびに書類・函代

第九条　雇員は相当の身元保証人を要す

第一〇条　役員組合の事務を帯び、中川郡各村へ出張・巡回するときは、壱日金弐拾五銭、他郡へ出張のときは、同金参拾銭を支給す、但し雇員は実費を支給す

第一一条　第五条の配当金は、組合惣代人において出納被任者より請取り、各戸に配当すべし

第一二条　組合より支出すべき諸費は、左の如し
壱　財産に対する租税、組合員百三十五戸一般に係る地方税、村費、出納被任者の出納取扱に係る諸費
弐　此規約に定めたる諸費、ならびに組合一般に関スル費用

第一三条　前条第一項の費用は、出納被任者に委托し、直ちに其筋へ納入せしめ、第弐項諸費は、組合総代人において出納被任者より請取り、支払をなすへきものとす

第一四条　組合総代人において取扱たる事は、翌年壱月、各組頭に報告すへし

第一五条　組合総代人の必要とするとき、または組頭半数以上の請求あるときは、組合協議会を開くへし

第拾六条　組合協議会は、組頭およびその他の役員を以て成り、規約の訂正、更定、その他此規約外に係る諸件を議定す、但し会員七名以上集会せさるときは開かす

附則

第拾七条　組合事務所は、当分組合雇員の私宅内とす

第拾八条　第四条第四項の場合は、その方法および適任者選定等の件は、組合協議会に任かす

第拾九条　組合に係る諸帳簿、諸証書類、金品等にして、総代人の主管に属する者は、常に組合事務所雇員に於て保管し、其重要のものは保管の証書を総代人に交付し置くものとす

第弐拾条　左の書類は、必ず惣代人自己において保存すへし
一　前条保管証書、雇員雇入証并身元保証書、此規約書謄本

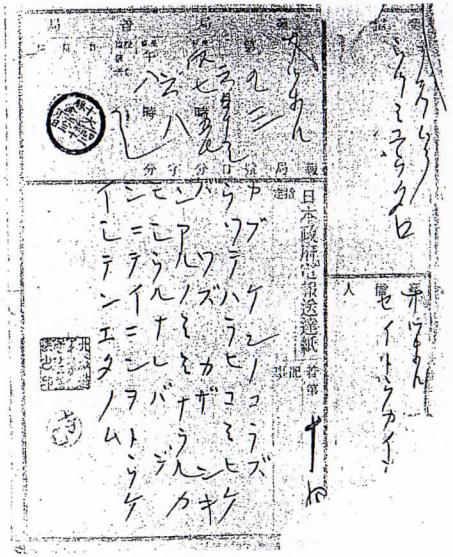

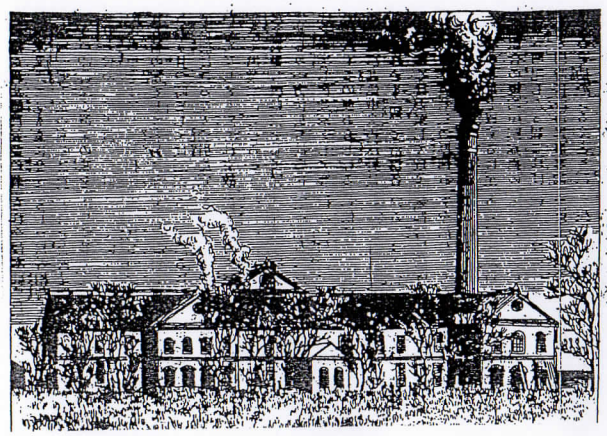

吉田菊太郎資料目録Ⅱ

月日／1998（平成10）年2月27日
／幕別町教育委員会

橋口文蔵　履歴書

嘉永六年（一八五三）　薩摩藩鹿児島二本松馬場　生れ
明治一年　戊辰戦争に上京
明治四年　鹿児島藩兵として上京、廃藩置県
明治九年　米国に留学　マサチューセッツ農学校
明治一二年五月　米国留学中　官費生徒任命
明治一四年六月　マサチューセッツ農学校卒業　農学士
明治一四年八月　開拓使御用掛
明治一六年三月　紋鼈（モンベツ）製糖所長兼勤
明治一九年二月　北海道庁理事官
明治二〇年　虻田郡に未開地約六〇〇町歩貸し付ける
明治二二年一二月　札幌農学校長兼北海道庁三等技師　（第四代校
明治二三年三月　北海道庁理事官兼札幌農学校長
明治二三年三月　北海道庁第二部長
明治二四年八月　免兼官
同年八月　前官非職
同年同月　免本官
明治二七年八月　メキシコ移民地探検嘱託
明治二八年三月　日清戦争　大本営付き　のち膨湖島行政長事務
明治二八年五月　台湾総督府民政局殖産部長
明治二九年四月　非職
明治三三年三月　日本麦酒株式会社監査役
明治三六年八月　没

（『橋口文蔵遺事録』「略伝」「履歴書

内村鑑三の新発見資料、自筆復命書（山田伸一論文、伊藤繁冊子）

開拓使　勧業課漁猟科勤務　千歳川・石狩川サケ漁実況調査復命書

巡視　十一月十四日～二十一日、密漁厳禁は、アイヌ民族を飢餓に落陥、監守は不要

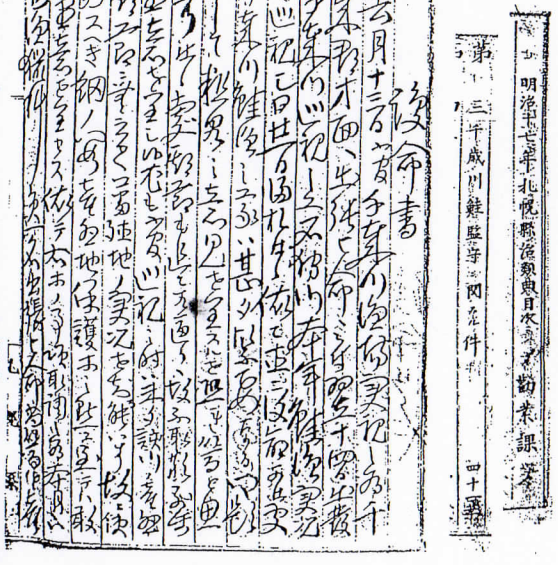

内村鑑三　復命書

『札幌県治類典　水産　第一　明治十七年自一月至三月』

（簿書八七三八　三件目）

復命書

去月十三日、小官（内村）千歳川漁場、実視のため、千歳郡方面へ出張、命ぜられそうろうに付、翌十四日出発、千歳川巡視の上、石狩川、本年鮭漁、実況を巡視し、同二十一日、帰札仕りそうろう、依て直に復命仕るべき処、千歳川鮭漁の義は、はなはだ緊要なる問題にして、粗略の意見を呈するを恐れ、篤と思考仕りそうろう処、期節も追々差し逼りそうろう故、とりあえず別紙愚意を呈しそうろう。

もっとも、小官巡視の時は、未だ該川の産卵期節にこれなくそうろう。蕃殖地の実況を知る能わず、故に使用すべき網の段、産卵地保護などの点に至りては、あえて愚意を呈せず。依て右などの事項、取調の為、本月下旬、漁猟科員一名出張被命、尚篤と産卵期中の実況、取り調べの上ならでは、千歳川に於て、漁場開設の可否、決定仕りがたくそうろう。到底本年中に施行すること、あたわざることと推考仕りそうろう。如何とせば、これを許可する前に当たって、充分の調査と考察を要するものなれば、少くも一漁期を実視するにあらざれば、これを決定するあたわざればなり。依て、本年の義は、例年通り、禁漁の場と見認め置きそうろう方、可然と存そうろう。もっとも、産卵地において、別紙の復命の通り、密漁者これある様、相聞きそうらえども、若（も）しこれを厳禁せば、該地旧土人をして飢餓に落陥するは隣然の至りに存じそうろう間、本年は例年の通りに見認置き、別に監守等を要せずして、可然義と存そうろう。此段、復命仕りそうろう也。

明治十五年十二月七日　御用係　内村鑑三（印）

札幌縣　調所広丈殿

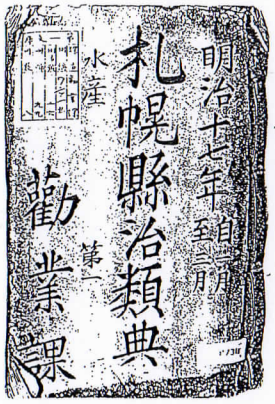

北海道立文書館　所蔵

地所規則第七条　　1872（明治5）年

第七条　山林川澤従来土人等漁猟伐木仕来シ地ト雖、更ニ区分相立持主或ハ村請ニ改メ、是又地券ヲ渡爾後十五年間除租地代ハ上条ニ準スヘシ、尤深山幽谷人跡隔絶ノ地ハ姑ク此限ニ非サル事

一、千歳川鮭漁は、千歳郡民、漁業組合を組織し、特に旧土人のこと き、鮭を第一の食料となす者は、これに組み入れ、左の事項を確守するものに限り開業せしむべし（略）

一、千歳村、字「イザン」より上流を禁漁場とす、鮭産卵中は、組合に番人を設け、厳に密漁の取締をなさしむべし

（以下、箇条書き略）

（欄外）「この按は、ただ意想のある所を認めしまでに　て、詮なきものなれども、或いは、他日参考の一端なるあら（マヽ）を量り、故紙に付せず、綴り込をく」

山田伸一

近代北海道とアイヌ民族

狩猟規制と土地問題

2011年5月10日

北海道大学出版会

石狩川　本邦の首位　質は西別川と択捉　漁獲高・一百万匹・二十万円
約五十年前・全川至る所サケ　明治十四年・未曾有の薄漁
一種川　琴似、豊平、千歳、漁　二漁場（石狩本流）の増加　三建網、五百間
四ムエン岬（聚富・望来間）建網　アイヌ民族の伝え・モウライ湾はサケの游息所
六河口漁場　来札・堀神、昔時・サケ游息所・人家・樹木伐採を禁止　石狩河口一深淵・サケ游息所
七　人口孵化の限界　二万三千石の鮭は得られず　北海道の富源の第一サケ

内村鑑三全集 1　第四回配本（全三八巻）
一九八一年一月二三日　発行 ©
明治17年5月24日
『大日本水産会報告』26号
署名　内村鑑三

石狩川鮭魚減少ノ源因

夫レ河流ノ良否ヲ判別スルハ啻ニ其大小ト水量ノミヲ以テス可カラズ　宜シク其生産力ノ多少ニ依テ之ヲ決セザル可カラザルハ諸君ノ知ル所ナリ　而シテ余ガ茲ニ言フ所ノ石狩河流タルハ源ヲ北海道中心ニ発シ長流百有余里屈曲蜿蜒シテ日本海ニ入ルノ大河ナリ　今之ヲ其水量ヨリ論ズルモ又生産力ヨリ見ルモ本邦河流中ノ首位ニ列スルモノト云ハザル可カラズ　何トナレバ往昔ヨリ該河ノ鮭魚ハ北海道物産中最モ有名ニシテ其質ニ至テハ西別、択捉ノ産ニ比スレバ少シク劣ルナキニアラザルモ其捕獲高ニ至テハ迚モ他所ノ及ブ所ニアラズ　河口並ニ下流十余里ノ間ニ於テ捕獲スル所毎年平均一百万尾ニシテ収額大凡二拾万円ニ及ブ　誰カ之ヲ称シテ本邦ノ一大富河ナリト謂ハザルモノアランヤ

人智ノ漸ク発達シ世ノ漸ク開明ニ進ムニ随ヒ天産物ノ消耗ヲ告グルハ古今歴史ノ証明スル所ニシテ数理ノ免カレザル所ナリ　就中文明ノ為メニ非常ノ損害ヲ蒙ムリシモノハ水産物ヲ以テ最モ甚シトス　抑モ石狩川ノ鮭魚ハ今ヲ距ル大約五十年前ニ在テハ全河至ル所鮭魚ナラザルハナク之ヲ捕獲スル実ニ容易ナリシト云ヘリ　而シテ近年ニ至テハ大ニ然ラズ　特ニ去ル明治十四年ノ如キハ未曾有ノ薄漁ニシテ若シ此儘ニ打過ギタランニハ遂ニ魚種ノ絶滅ヲ見ルニ至ルノ有様ナリシ　然ルニ旧開拓使大ニ之ヲ憂ヒ余ニ命ジテ其源因ヲ探ラシメタリ　今日此壇上ニ於テ演説シ併セテ諸君ノ高説ヲ仰ガント欲スル所ノモノハ余ガ曾テ探知シタル事項ナリ　而シテ余ガ実地ニ就テ捜知シ得タル源因ハ即チ左ノ数項ナリキ

第一　種川ノ無定

今ヲ距ル二十年前旧幕臣荒井金助ナルモノ石狩川筋取締タリシトキ川筋一体ノ不漁トナリシ事アリ　其根源ヲ探リシニ其頃石狩発寒ノモノ豊平、琴似ノ西川ニ漁場ヲ開キシニ起因セルヲ発見セシヲ以テ厳ニ捕魚ヲ禁ジ足軽数十名ヲシテ常ニ豊平川ノ両岸ヲ巡視セシメ若シ犯則者アルトキハ其漁具ハ勿論家具ニ至ル迄モ尽ク没収セリ　斯ノ如クスルコト三年ニシテ該川ノ鮭魚ハ頗ル蕃殖シ全河鮭魚ヲ以テ充満スルニ至リタリト云フ　今日ニ於テモ亦全ク此制ナキニアラザルモ密猟ヲ試ムルモノ尠カラズ　蓋シ如斯事ハ到底常法ノ能ク制シ得ル所ニアラズ　問ク米国マッサチューセット州ニ於テハ種川ヲ設置シ若シ種川ニ於テ捕鮭セシモノハ一尾ニ就キ三十元ノ償金ヲ払ハシムト　本邦ニ於テモ宜シク之ニ習ヒ種川ヲ定メ昼夜番人ヲ置テ之ヲ守護セシメザル可カラザルナリ

或人云フ石狩川西部ノ支流中鮭魚ノ多キハイザリモイザリ及ビ千歳ノ三流ニシテ就中千歳川ニテ孵化スルモノハ石狩川鮭魚三分ノ一ニ居ルト　又東部ノ諸流ハピラトウラウシナイ二流ヲ除クノ外絶テ鮭魚ヲ見ズ　且石狩川水源ノ諸流ハ出水ノ際泥土ヲ混ズルガ故ニ卵子孵化セズト云故ニ種川タルベキ支流ハ琴似、豊平、千歳、イザリモイザリノ五流ニ過ギザルナリ　然ルニ逐年殖民ノ増加スルニ従ヒ漁業繁劇ト極メ其種川タルト否トヲ顧ルニ遑アラズ　盛ニ捕魚ヲ試ミ鮭魚ヲシテ安然放卵スルヲ得ザラシム　何ゾ減産ヲ来サザルノ理アランヤ

第二　漁場ノ増加

旧幕ノ時代ニ在テハ石狩川ノ漁業ハ全ク「〇十五」「メ一」二家ニ属シ漁場ノ数三十一ケ所ニ過ギズシテ「〇十五」印ノ持場十八ケ所、「メ一」印ノ持場十三ケ所ナリシ　然ルニ明治年間ニ至リ人民自由ニ漁場ヲ設クルヲ得ショリ俄ニ漁場ノ増加セシコト実ニ驚クニ堪ヘタリ　去ル十四年中石狩川本流漁場ハ其数七十ケ所ノ多キニ及ビ其内四ケ所ハ休業セシモ余ノ六十六ケ所ニ於テハ相競テ捕魚ニ従事シ河口来札ヨリ札幌ベケレトシカニ至ル迄ハ網営ノ為メ河中寸地ヲ余サズ　今仮ニ一漁場ニテ網二張ヲ用ユルトセバ一鮭魚ノ豊平川迄溯ランニハ百三十余張ノ網ヲ避ケザル可カラズ　殊ニベケレ地方ノ如キハ河底平坦ニシテ満網ヲ用ユルヲ得可シ　故ニ鮭魚ノ上溯ヲ妨グルハ恰モ差網ヲ張リシト異ナルナシ　斯ノ如キ酷捕、濫漁ノ永続シタランニハ何ゾ久シク石狩河流ノ富源ヲ保ツヲ得ンヤ

第三　漁具ノ改良

十七年前迄用ヰシ所ノ漁網ハ其制甚ダ粗悪ニシテ一日僅カニ六回ノ使用ニ過ギザリシモ近年ニ至テハ製網完全ニシテ使用甚ダ軽便トナリ（此改良ハ越後人ノ一工夫ニ出デシト云フ）一日十二回用ユルヲ得ルニ至レリ　左レバ前項論ズル所ノ漁場ノ増加ト此漁網ノ改良ニ依テモ今日漁業ノ繁劇ナル往昔ニ五倍セリト云フモ可ナリ　之ニ加フルニ旧時ノ海中建網ハ其丈三百間ニ過ギザリシモ年々長キヲ加ヘ現今ムエン岬近辺ニ用ユル建網ハ其長五百間ニ余レリ

第四　モウライシツプ境ムエン岬ノ建網

ムエン岬ノ建網タル近年新ニ開場セシモノニシテ昔時ハ漁業厳禁ノ場所ナリキ　土人伝ヘ云フモウライ湾ハ鮭魚ノ游息所ナルニ湾口ニ建網漁場ノ開設アリシガ為メ鮭魚ノ湾内ニ来ルモノ日ヲ逐フテ減少シ随テ石狩河流ノ鮭魚亦其数ヲ減ジタリト　其言未ダ徒ニ信ヲ置クニ足ラズト雖ドモ去ル十四年ニ於テ該湾内阿部林七ナルモノハ漁場ハ僅カ百二十束、湾外桂茜四郎ノ持場ハ二百束ノ薄漁ナリシモ湾口奥村兵助ノ持場ニテハ五百有余束ヲ獲タルヲ以テ考フレバ土人ノ説又タ誤謬ナラザルガ如シ

第五　漁期ノ無制限

石狩川ノ漁業「〇十五」「メ一」両家ノ支配ニ属セシトキニ在テハ毎年八月上旬ヨリ十一月中旬迄ヲ漁業期トナシ此期限ヲ経過セシトキハ如何程漁獲アルモ尽ク網ヲ撤スルノ成規ニシテ若シ漁期例年ニ後レ非常ノ不漁ナルトキハ両家ヨリ更ニ官ニ乞フテ日延ヲ請願シ許可ヲ得テ捕魚セリ　然レドモ其猶予日数ハ僅カ十日間ニ過ギザリシ故ニ鮭魚ハ容易ニ種川ニ上ルヲ得タリ　然ルニ今ヤ漁期ニ制限ナク苟モ漁獲アル迄ハ網ヲ撤スルコトナシ　漸ク水面氷結シ網ヲ入ル能ハザルニ至テ始メテ業ヲ止ム　又該河上流ハ水面ノ氷結下流ヨリモ遅キヲ以テ下流ニ網ヲ撤スルヲ待テ盛ニ捕魚ニ従事セリ

第六　河口漁場ノ設立

来札、堀神ノ両漁場ハ昔時ニ在テハ鮭魚ノ游息所ト定メシ場所ニシテ啻ニ漁業ヲ禁ゼシノミナラズ鮭魚ヲ驚カスノ恐アルヲ以テ両岸ニ人家ノ建築樹木ノ採伐ヲ許サザリシ　抑モ最初此両漁場ノ開設ニ際シテハ漁業者一同ヨリ苦情ヲ申立テショリ東岸ニ開場スルニ決シタリ　蓋シ西岸ハ鮭魚ノ群集スルコト最モ多キヲ以テナリ　然ルニ其後日ナラズシテ右両場ノ持主ヨリ西岸ニ移転センコトヲ願ヒ出デシニヨリ漁業者一同ハ連署シテ歎願書ヲ呈シ其転場許可ヲ拒ミタレドモ如何ナル事情ノアリシヤ漁業者ヘハ何ノ指令モナク程ナク転場ヲ許サレタリ　故ニ該地住民ハ今日斯ノ如キ不漁ヲ見ルニ至リシハ全ク右両漁場ノ新設ニ基キシモノト信ズルモノヽ如シ　聞ク所ニ依レバ二十年前来札ニ於テ一張ノ網ヲ以テ捕魚セシモノアリシガ怨チ全河ノ不漁ヲ来タセシコトアリシト　然レバ住民ノ信認スル所亦故ナキニアラザルナリ

且又石狩河口ノ景況ヲ見ルニ海浜ヨリ一町余上流ニ一深淵アリ　是レ鮭魚ノ游息所ナリ　而シテ彼ノ来札ノ漁場タル此深淵ト河口ノ間ニ在テ其深サ六尋ニ過ギズ是レ一漁場ノ有無能ク全河ノ漁不漁ヲ来ス所以ナル可シ　蓋シ鮭ノ性タル河流ニ溯ルニ当テ最初河口ニ游息スルモノナレバ茲ニ漁場ヲ置クハ啻ニ濫漁酷捕ノ弊アルノミナラズ鮭魚ヲシテ河流ニ入ル能ハザラシムルヲ以テナリ　近年銭函、高島、余市、古平ノ海岸ニ鮭魚ノ多ク来集スルト石狩河口ノ海中ニテ鮭魚ノ産卵スルアルハ其例証ニアラズヤ　且聞ク又福山近海乃部村沖合ノ砂中ニ於テ近来鮭鱒ノ孵化スルモ鮮カラズト　然レドモ海中ノ孵化ハ決シテ其成育ヲ見ル能ハザルナリ

第七　幌内石炭山ノ開採

ピトヒ漁場持主横山喜三氏ノ説ニ依ルニ岩内川ニハ昔時鮭魚ノ小漁アリシモ石炭山開採以来ハ絶テ一魚ノ溯ルコトナシト　同氏ハ岩内川鮭漁ノ景況ヲ挙ゲテ其妨害アルヲ論ゼラレタレドモ爰ニ之ヲ略ス

石狩川鮭魚減少ノ原因ハ以上開陳スル所ノ七件ヲ以テ恐シタルモノト云フ可カラズ　尚ホ他ニ種々ノ源因アル可シト雖ドモ右説ク所ハ蓋シ其要点タルヲ信ズルナリ　然レバ是等ノ要点ニ就テ保護ノ方法ヲ設ケバ永ク石狩河流ノ富源ヲ保ツヲ得ベシ　若シ否ラズシテ此儘ニ放擲スルトキハ其絶滅ヲ見ル遠キニアラザルベシ　英国有名ノテームズ河ハ昔時鮭漁盛ニ行ハレシガ近年ニ至テ大ニ衰頽セリ　古書ニロンドンノ雇人ハ初メ主人ト約ヲ結ブニ当リ一週間ニ鮭肉ヲ食スルコト二度ニ過グ可カラズト迄約シタリト　然ルニ今日ロンドン市中ニ於テ一英斤ノ鮭肉ハ三拾六銭ヲ価シ迚モ雇夫ノ口腹ヲ満タスニ足ラザルナリ　又米国コロンビヤ河ノ鮭魚ハ世界ニ有名ノモノナリシモ濫漁年ヲ逐フテ甚ダシク遂ニ魚種ノ絶滅ヲ見ルニ至リタリ

人或ハ云フ人工孵化ノ法ハ能ク魚族ノ減少ヲ防グニ足ルト　実ニ然リ　然レドモ人工孵化ハ以テ石狩河流二万三千石余ノ鮭魚ヲ得ル能ハザルナリ　見ヨ欧米諸国ガ水産ヲ保護スルニ漁業律ノ厳制ヲ以テシ人工孵化ノ苟息法ヲ用ヒザルヲ　埃ノダニューブノ如キ　独ノライン、ウイザルエルゴノ如キ　仏ノセイン、ローヌ河ノ如キ　皆ナ法律ノ以テ濫漁酷捕ヲ禁ズルアリ　而シテ本邦ハ四周環海ノ地ナレバ水産ノ利ニ依ラザル可カラザルハ之ヲ欧米諸国ニ比シテ勝ルアルモ劣ルナキナリ　然ルニ本邦水産保護法ノ遠ク彼ニ及バザルハ豈嘆ズ可キノ至ラズヤ　願クハ我政府ニ於テ速カニ鮭魚ノ保護法ヲ制定シ以テ再ビ我北海ニ昔日ノ如キ大漁ヲ見ルニ至ラシメンコトヲ

彼ノ北海道ハ本邦ノ宝庫ニシテ其ノ富源ハ極メテ多シト雖ドモ鮭鱒両魚ニ及ブモノナシ　見ヨ石狩一流ノ収獲スラ年々二十余万円ノ多額ニ至リシニアラズヤ　豈其減少スルヲ坐視シテ可ナランヤ
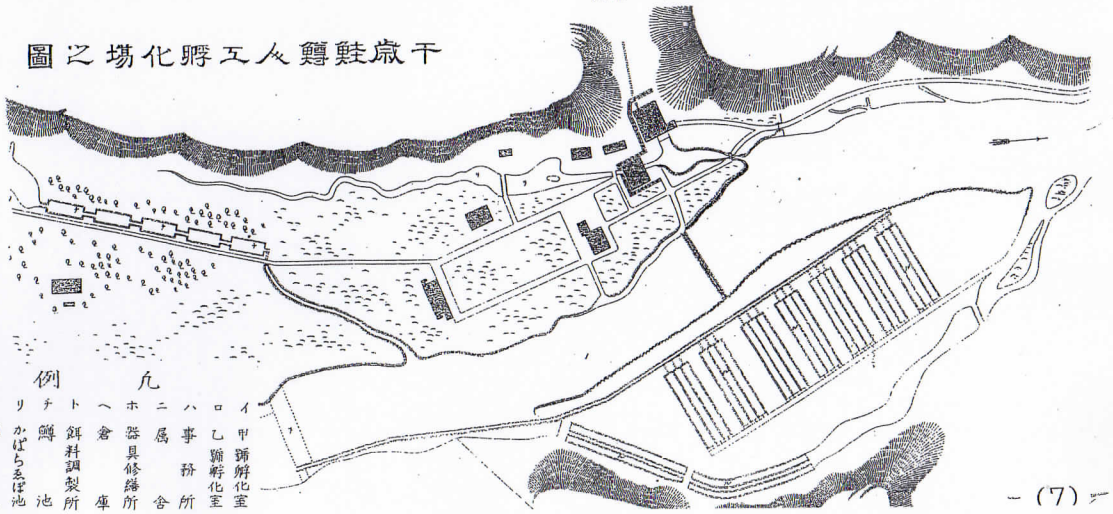
『千歳鮭鱒人口孵化場事業報告』明治33年（1900）　綴じ込み図（部分）
明治21年建設（烏柵舞村官有地）　明治29年・捕魚車